

令和2年11月定例会 経済委員会（事前）

令和2年11月25日（水）

〔委員会の概要 農林水産部関係〕

南委員長

休憩前に引き続き、委員会を開会いたします。（13時04分）

これより、農林水産部関係の調査を行います。

この際、農林水産部関係の11月定例会提出予定議案について理事者側から説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【提出予定議案】（説明資料，説明資料（その2））

- 議案第1号 令和2年度徳島県一般会計補正予算（第6号）
- 議案第12号 徳島県立木のおもちゃ美術館の設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第13号 徳島県貯木場の設置及び管理に関する条例の一部改正について

【報告事項】

- 高病原性鳥インフルエンザへの対応について（資料1）
- 漁業法改正に伴う県漁業調整規則の改正について（資料2）
- 漁業協同組合の合併について（資料3）

松本農林水産部長

それでは、今議会に提出を予定しております農林水産部関係の案件につきまして、御説明を申し上げます。

お手元に経済委員会説明資料及び同説明資料（その2）をお配りしております。

経済委員会説明資料につきましては、先議分に係る11月補正予算案でございます。

今回の11月補正予算案につきましては、香川県において高病原性鳥インフルエンザが発生したことに伴い、本県での発生を防止するため、所要の予算措置を行うものでございます。

説明資料の1ページをお開きください。

一般会計歳入歳出予算総括表につきまして、補正額の欄の最下段に記載のとおり、9,600万円の増額をお願いするもので、補正後の予算総額は386億2,017万3,000円となっております。

補正額の財源内訳につきましては、最下段、計の欄の括弧内に記載のとおりでございます。

次に、2ページをお開きください。

課別主要事項について御説明いたします。

畜産振興課でございます。

5段目の家畜保健衛生費、摘要欄①のア、高病原性鳥インフルエンザ緊急対策事業におきまして、本県での高病原性鳥インフルエンザの発生を防止するための体制を整備する経

費として、9,600万円の増額をお願いしております。

続きまして、経済委員会説明資料（その2）により、先議でお願いしております以外の条例案について、御説明させていただきます。

1 ページを御覧ください。

1, その他の議案等といたしまして、（1）条例案でございます。

ア、徳島県立木のおもちゃ美術館の設置及び管理に関する条例でございます。

県民が木の良さ及びその利用の意義を学ぶ活動に参加できる場を提供することにより、木育を推進し、森林及び林業に対する理解を深めるとともに、県産材の利用を促進するため、新たに設置する徳島県立木のおもちゃ美術館の設置及び管理に関する条例を制定するものでございます。

2 ページをお開きください。

イ、徳島県貯木場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例でございます。

平成29年度から着手した徳島小松島港津田地区活性化整備事業に係る徳島県津田第二貯木場の公有水面埋立てに伴い、第二貯木場を廃止することから、所要の整理を行うものでございます。

提出予定案件の説明は以上でございます。

この際、3点、御報告させていただきます。

1 点目は、高病原性鳥インフルエンザへの対応についてでございます。

お手元の資料1を御覧ください。

1, 香川県での発生状況でございますが、今月5日、香川県三豊市におきまして、国内では2年10か月ぶりとなる高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されて以降、同県内で続発しており、これまで8例、12農場、約139万3,000羽が確認される大きな被害がもたらされています。また、3例目、7例目の発生に係り、半径10キロメートルの搬出制限区域に本県三好市の7養鶏場が含まれておりました。なお、感染経路などについては、現在、国の疫学調査チームが調査を行っているところです。

次に、2, 本県の対応状況でございますが、隣接県で、しかも短期間に8例もの発生が続発したという重大な事態を受け、強い緊張感、危機意識の下、本県への侵入防止、県内養鶏場での発生予防に向け、全力で取り組んでいるところでございます。

具体的には、（1）危機管理会議、危機管理連絡会議を開催し、全庁一丸となった防疫対策の徹底について確認いたしました。

次に、（2）県内防疫対策の強化でございますが、1例目の発生が確認されました11月5日に防疫対策会議を開催し、養鶏関係者や市町村などに対して防疫対策の徹底を周知いたしました。養鶏場に対しましては、畜舎消毒や農場内に入出入りする車両消毒の徹底、防鳥ネットによる野鳥侵入防止対策の再点検など、家畜保健衛生所による指導を強化するとともに、県内244全ての養鶏場に対して、鶏舎周囲等への石灰消毒を命令するとともに、そのための消毒用消石灰を緊急配付いたしました。

また、（3）消毒ポイントの設置でございますが、香川県からの高病原性鳥インフルエンザウイルスの侵入を阻止するため、香川県境の主要幹線道路6か所に24時間体制の消毒ポイントを設置し、これまでに延べ1,353台の養鶏関係車両を消毒し、侵入防止に努めています。

さらに、（４）食鳥肉の安全確保でございますが、食鳥処理場における食鳥検査及び搬入車両の消毒の徹底を図っており、これまで疑いのある異常な鶏は確認されておられません。

加えて、（５）野鳥監視体制の強化でございますが、死亡野鳥を発見した際の対応や注意点などについて県民の皆様には周知するとともに、県民の皆様をはじめ市町村や日本野鳥の会徳島県支部、一般社団法人徳島県猟友会等とも連携し、死亡野鳥の監視を強化しているところであります。なお、消毒ポイントの運営や消毒用消石灰、検査試薬などの補充、備蓄につきましては、予備費を活用しているところでございます。

また、本日早朝、福岡県宗像市において高病原性鳥インフルエンザ疑似患畜が確認された旨が農林水産省の防疫対策本部から公表されております。

本県におきましては、これまで本病を疑う異常な鶏は確認されておられません。香川県や全国での状況などを踏まえ、防疫対策の徹底、強化を図っていく必要があると考えております。

今後とも、阿波尾鶏をはじめ本県の基幹産業である養鶏産業を守るため、発生させない、持ち込ませないとの強い意志の下、万全の対策を講じてまいります。

２点目は、漁業法改正に伴う県漁業調整規則の改正についてでございます。

資料２を御覧ください。

１、漁業法改正の趣旨ですが、近年、漁業者による操業違反が減少している一方で、漁業者以外による密漁が増加しており、反社会勢力による密漁の悪質化、巧妙化に対応するため、特定の水産動植物を採捕する者への罰則が強化されました。違反した場合は、３年以下の懲役又は３,０００万円以下の罰金という非常に重い罰則が科せられます。

本年７月、国において、対象となる特定水産動植物として、アワビ、ナマコ、ウナギ稚魚が指定され、これらを採捕するためには、漁業権又は漁業許可に基づくことが必要となります。また、アワビ、ナマコについては法が施行される１２月１日より適用となり、ウナギ稚魚については３年間の猶予期間が設けられております。

２、県規則改正の内容でございます。

今回、県漁業調整規則の知事許可漁業に、あわび漁業、なまこ漁業、うなぎ稚魚漁業を新設いたします。

アワビ及びナマコにつきましては、本県沿岸の大部分には漁業権が設定されており、漁協の組合員は漁業権に基づいて採捕しております。一方、漁業権が設定されていない空港、港湾等の一部の海面での採捕には、今後、新たに漁業許可が必要となります。なお、ウナギ稚魚につきましては、新制度への移行に３年間の猶予期間が設けられており、令和５年度漁期からは漁業許可が必要となります。

今回の改正で密漁の罰則が強化されたことを広く周知するとともに、関係機関と連携の下、密漁防止対策を推進してまいります。

３点目は、漁業協同組合の合併についてでございます。

資料３を御覧ください。

美波町内の志和岐漁業協同組合、東由岐漁業協同組合、西由岐漁業協同組合では、平成３０年以降、合併に係る協議が進められてきたところです。去る９月２６日に開催された各組合の臨時総会において合併に係る基本的事項を定めた議案が承認され、１０月１９日に開催さ

れた合併調印式において正式に合併契約が締結されました。

合併後の新組合の名称は由岐漁業協同組合で、本所は現在の西由岐漁業協同組合に置かれることとなっており、令和3年1月1日の合併に向け、今後、諸手続が進められることになっております。

なお、この合併の認可後、県内の沿海漁協は現在の33組合から31組合となります。

県といたしましては、県下の漁業協同組合が地域漁業の中核的な組織としてその役割を将来にわたり発揮できるよう、引き続き支援してまいります。

報告事項は、以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

南委員長

以上で、説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは質疑をどうぞ。

北島委員

私からは、先ほど部長から御説明がありました高病原性鳥インフルエンザの対応について、御説明の中の詳細を教えてくださいたいと思います。

今月5日、香川県三豊市において1例目の発生が確認されて以降、これまでに8例、約139万3,000羽という想像ができないほどの規模で発生しており、香川県においては大変な事態となっているところであります。

隣接県において大規模で短期間に続発し、これまでに例を見ない状況である中、徳島県で発生させないためにも、養鶏場における発生予防対策の徹底が重要であると考えます。また、その対策を行う中で、鶏舎への侵入経路や発生原因がどこにあるのかということ进行调查し、対策をとることが必須であると考えております。

先ほどは、国の疫学調査チームが感染経路等について調査中という御報告も頂きましたけれども、発生原因や感染経路など現時点で判明しているところがあれば教えてくださいますでしょうか。

岸本畜産振興課家畜防疫対策担当室長

ただいま、香川県での続発に関し、その発生原因や感染経路について御質問いただきました。

香川県での発生農場に対しましては、国の疫学調査チームの現地調査が行われておりまして、5例目までの現地調査の概要が公表されております。

それによりますと、1例目から5例目までの主な共通点といたしまして、農場敷地の周囲に複数のため池があるということ、それと、5例目の現地調査時には確認されていないのですけれども、その他の事例では周辺のため池にヒドリガモやマガモなどの水鳥が確認されたこと、また鶏舎の金網部分に小型の野生動物が侵入可能な隙間や破損が見られたこと、さらには、鶏舎内にネズミと思われる野生小動物の侵入の痕跡、例えばふん、かじり跡が確認されたということ、このようなものが報告されているところでございます。

本病発生の一つの要因といたしましては、野鳥や野生小動物によるウイルスの伝播が考えられており、野鳥により農場敷地内や農場周辺にウイルスが持ち込まれ、ネズミなどの野生小動物、農場作業者の長靴や衣類によって鶏舎内に侵入することが指摘されております。また、車両や物による農場への侵入の危険性も指摘されているところです。

現時点におきましては、香川県での発生の原因は明らかにされておりませんが、現在実施されております国の疫学調査チームの疫学調査により、発生要因や、短期間に香川県で続発した原因なども検証されるものと考えております。

北島委員

明確な特定はまだされていないというところでありますけれども、今後調査が進んで、感染経路や発生原因が明確に判明をしたときには、迅速に防疫対応につなげていただけたらと思います。よろしく願いいたします。

次に、搬出制限区域の農場に対する対応についてお伺いいたします。

3例目、7例目の発生によって本県三好市の7養鶏場が半径10キロメートル内の搬出制限区域に含まれたという報告がありましたけれども、この搬出制限区域内の養鶏場に対して具体的にどのような防疫対応を実施しているのかを教えてくださいませうか。

岸本畜産振興課家畜防疫対策担当室長

ただいま北島委員から、搬出制限区域に含まれた本県養鶏場への対応につきまして御質問いただきました。

香川県での3例目、その後の7例目の発生により、搬出制限区域内に本県三好市の養鶏場7農場が含まれることとなりました。このため、当該農場を県の監視下におきまして、家畜防疫上の必要な措置を行っているところであります。

具体的には、3例目の疑似患畜が確定した後、直ちに家畜保健衛生所による立入検査を実施いたしまして、飼育鶏の異常がないことを確認するとともに、消毒の強化や野鳥の侵入防止対策など、改めて飼養衛生管理の徹底を指導したところでございます。また、死亡羽数の状況を毎日報告するよう求めておりまして、高病原性鳥インフルエンザを疑うような異常、例えば死亡羽数の急増等ですけれども、現在までこれらのことは確認されていないという状況でございます。

北島委員

地理的なものはどうしても変えることができないというか、仕方がないところなのですが、この搬出制限区域に含まれる養鶏農家さんは非常に不安で、大変御苦労されていると思います。今後発生させないための防疫対策の指導はもちろんですけれども、その不安を少しでも取り除いていただけるような対応をよろしく願いいたします。

続きまして、消毒ポイントの運営に関してお聞きしたいと思います。

この度の香川県での発生を受けて、養鶏場での対策も重要ですが、ウイルスを本県へ侵入させないための対策も不可欠であると考えます。

先ほど部長から、主要幹線道路6か所の車両消毒業務を24時間体制で実施しており、これまで1,300台を超える養鶏関係車両を消毒し、県内侵入防止に努めているという報告が

ありましたけれども、1,300台という数値結果での判断ではなく、どういう運営、対応をしているかが重要と考えます。この運営体制について教えていただけますでしょうか。

岸本畜産振興課家畜防疫対策担当室長

ただいま北島委員から、消毒ポイントの運営につきまして御質問いただきました。

11月5日、香川県での1例目の発生を受けまして、県では直ちに危機管理会議や、養鶏関係者等を対象としました防疫対策会議を開催いたしまして、防疫対策の徹底指示を確認するとともに、県内全養鶏農家への消石灰の配付や野鳥監視体制の強化に速やかに着手いたしました。

特に、県内へのウイルス侵入を水際で防止するため、香川県西部の発生であったこと、高病原性鳥インフルエンザが発生した香川県西部の養鶏農家から本県への鶏の移動ルート等を確認した上で、県境主要幹線道路である国道32号、国道438号の2か所に24時間体制の消毒ポイントを設置いたしまして、養鶏関係車両の消毒を開始したところです。

また、11月8日には香川県の東部である東かがわ市の養鶏場で2例目が確認されたことから、消毒ポイントを新たに4か所追加し、前回、平成30年1月の香川県での発生時には5か所であったところを今回は6か所とし、関係車両の消毒を実施しているところであります。

具体的には、香川県からの主要幹線道路である国道32号、国道438号、国道193号、主要地方道津田川島線、国道318号、国道11号の県境付近6か所に設置しておりまして、各ポイントにおいて、全庁対応により動員された県職員1名と家畜防疫支援協定団体3名、これは一般社団法人徳島県警備業協会及び一般社団法人徳島県ペストコントロール協会ですけれども、合わせまして4名、24時間体制で車両消毒業務を継続しているところです。11月24日9時現在、延べ1,353台の関係車両を消毒しておりまして、県内へのウイルス侵入防止に万全を期しているところであります。

北島委員

資料も頂いておりますので、主要幹線道路は全て押さえられていると認識しているところであります。また、前回、平成30年の時は5か所だった消毒ポイントが、今回は6か所で対応されているというところで、侵入防止対策がより一層働いているものと感じております。

全庁的な対応であったり、民間団体にも御協力いただいている、更には24時間体制ということで、大変な作業を行っていただいておりますけれども、県内養鶏場の皆様のために、適切かつ確実に対策をとっていただけたらと思います。よろしくお願ひします。

続きまして、この度、香川県で続発したということなのですけれども、本県の養鶏農家や事業者の皆様への実際の影響についてお聞きしたいと思ひます。

売上げの減少、生産経費の増加などの影響が出ていないのか、また、損失が発生するなどの影響が出た場合の支援制度はどのようになっているのか、教えていただけますでしょうか。

岸本畜産振興課家畜防疫対策担当室長

ただいま北島委員から、香川県の続発による本県養鶏農家、養鶏事業者への影響や支援制度について御質問いただきました。

売上げの減少などの影響につきまして本県の主な養鶏事業者へ聞き取りを行いましたところ、今のところ影響は出ていないとお聞きしております。しかし、一部の養鶏事業者におきましては、肉用の素びなの確保に影響が出始めているとお聞きしております。

その要因としましては、香川県の肉用種鶏農場での発生による種卵の減少や、半径3キロメートルの移動制限区域内に所在する肉用種鶏農場からの種卵供給が制限されていることに起因しまして、肉用素びなの供給が減少していると推察されるところであります。養鶏事業者は香川県以外からの肉用素びなの調達に向けて調整しているとお聞きしておりますけれども、今後の肉用鶏生産に影響が出ることも懸念されるところであります。

なお、家畜伝染病予防法の規定に基づきまして、その防疫措置、すなわち搬出制限区域の設定に伴い、制限区域内の養鶏事業者に売上げの減少、経費の増加などの影響が出た場合は、損失の全額が補填されるということになっております。

なお、香川県での続発によりまして、搬出制限区域外の本県の養鶏場が肉用の素びなの調達に支障を来した結果、仮に影響が出たとしても、法律上支援の対象外になるのですけれども、今回は1地域における大規模発生で、長期化の様相も呈しており、これまでに例を見ない状況であることから、今後も国の考え方、動きについて注視してまいりたいと考えております。

北島委員

今のところ、売上げの減少は発生していないということで、その点は一安心ですけれども、御説明のあった肉用素びなの確保に影響が出始めていることは、今後、非常に懸念されるのではないかと思います。肉用素びなが確保できなかった場合、肉用鶏の育成や出荷ができないということに陥って、生産にも影響が出るのが懸念されます。養鶏農家さんの中には、自身の養鶏場で高病原性鳥インフルエンザが発生しないか、非常に不安に思われている方もいらっしゃるのではないかと思います。肉用素びなの確保や今後の生産に不安が生じてしまうことは、非常に気掛かりな点ではあると思います。

また、家畜伝染病予防法の規定上半径10キロメートル以内の所は支援されるというお話でしたが、それ以外の所は支援がないということですので、御説明のあったとおり、今後は、国の動きを十分に見つつ、もしものときを想定しながら、対応をとっていただけたらと思います。よろしく願います。

最後ですけれども、今回の防疫対策に係る経費について質問させていただきます。

消毒ポイントの運営や、消毒用の消石灰や検査試薬などの補充や備蓄において、予備費を活用するとのことでもありますけれども、今定例会では、高病原性鳥インフルエンザ緊急対策事業9,600万円が補正予算として計上されております。

県内に侵入させない、県内で発生させないためにも、予算の確保は非常に重要であると考えます。一方、一連の防疫対応を実施する上で、予算確保だけではなく予算上の整理、考え方も重要だと思いますので、その点についてお答えいただけますでしょうか。

岸本畜産振興課家畜防疫対策担当室長

ただいま北島委員から、今回の防疫対策に係る予算措置について御質問いただきました。

11月5日の1例目の発生でございますけれども、発生を受け、直ちに緊急消毒、検査試薬等の消耗品の備蓄、消毒ポイントの設置運営を行う必要があったことから、補正予算成立までの期間に係るこれらの必要な経費について、予備費を活用させていただいたところでもあります。

11月定例会の開会日以降の期間における消毒ポイントの継続運営、追加での緊急消毒用の消石灰備蓄に係る経費につきましては、先議にて今回の緊急対策事業の予算をお認めいただき、対応したいと考えておりますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

北島委員

迅速、的確に防疫対策を実施するためにも、予算確保は当然必要なことであります。今後は、議会での議論も踏まえ、適切に対処していただけたらと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

最後に、この度香川県で発生した高病原性鳥インフルエンザについて質問させていただきましたけれども、先ほど部長からも報告がありました。今日、福岡県でも発生が確認されました。これまでも、北海道や九州で野鳥のふん便から高病原性鳥インフルエンザのウイルスが分離されているということで、今後は全国的な感染拡大も懸念される場所でもあります。

香川県や全国の状況はいろいろ変化すると思います。今後の事態を想定しながら、十分な準備というか、シミュレーションをしながら対応していただきたいと思います。まずは、本県に侵入させない、本県で絶対に発生させないということを念頭に、しっかり対応していただけたらと思います。

庄野委員

北島委員さんから、高病原性鳥インフルエンザにおける県の対応について、詳しい質問がございました。少々重複するかも分かりませんが、私からもこの点についてお聞きしたいと思います。

今の対応といたしまして、養鶏関係者等への防疫対策の徹底周知、消毒、野鳥対策、家畜衛生所による立入検査、衛生管理対策の指導、消石灰の配付、消毒ポイントの設置運営など、24時間体制で非常に苦勞されていると思います。発生以降、迅速に協力しながら対策をとられているということについて、心から敬意を表する次第でございます。

今も北島委員からありましたけれども、野鳥からウイルスが分離されているということで、九州でも発生しておりますし、全国どこでも発生する可能性があります。また、隣県での発生ということで、徳島県でも養鶏場が本当にたくさんあります。今後は家畜保健衛生所が中心になるのでしょうかけれども、本県の養鶏農家に対し、発生させない、持ち込ませないといった徹底的な指導をどのようにするのか、もう一度お聞かせいただきたいです。

岸本畜産振興課家畜防疫対策担当室長

ただいま庄野委員から、県内の養鶏場に対して今後どのように指導していくのかというような御質問を頂きました。

11月5日、香川県での1例目の発生を受けまして防疫対策会議を開催し、養鶏関係者の皆様に対して、改めて防疫対策の徹底を要請したところであります。その後、香川県での続発の度に、家畜保健衛生所から全養鶏農家に対し、リアルタイムの情報伝達とともに、防疫対策の再徹底について繰り返し注意喚起しているところであります。

なお、本病の発生要因としましては、野鳥や小動物によるウイルスの伝播^ばが考えられており、野鳥により農場敷地内や農場周辺にウイルスが持ち込まれ、ネズミなどの野生小動物、農場作業者の長靴や衣類によって鶏舎内に侵入することが指摘されており、車両や物の移動による農場への侵入の危険性も指摘されているところです。

そのため、養鶏農場に対しては、鶏舎内にウイルスを侵入させないための対策として、畜舎消毒、農場に出入りする車両消毒の再徹底、鶏舎周囲の消毒用消石灰の散布、鶏舎や防鳥ネットに破損がないかなどの再点検とともに、鶏舎ごとに専用の長靴、衣類、手袋等を使用するなど、飼養衛生管理の遵守徹底について、繰り返し指導、注意喚起してまいりたいと考えております。

庄野委員

消毒の徹底、野鳥対策、小動物対策、鶏舎専用の靴や衣類の使用、飼養衛生管理基準の遵守徹底、これは何より重要だと思います。

私も、以前、県の獣医師の職員として、家畜保健衛生所に勤務した経験がございます。県の家畜を守るんだという使命感の下、職員が日夜本当に頑張る時期なんですけれども、家畜保健衛生所の指導が農家にとっての命綱になってきます。例えば養鶏農家さんからの緊急の連絡や、勤務時間外にもこういう状況があるので来てほしいなどということがあると思います。また、県民の方からも、野鳥が死んでいるがどうしたらいいのかなどという相談もあろうかと思えます。

そういうときに、家畜保健衛生所、畜産振興課において県民からの要望に迅速に答えられるような体制づくり、夜間など時間外への対応について、現在はどのような形になっていますでしょうか。

岸本畜産振興課家畜防疫対策担当室長

ただいま庄野委員から、夜間等を含めて緊急的な通報に対する体制について御質問いただきました。

これまでも、家畜保健衛生所では、畜産振興課も含め、携帯電話への転送による24時間365日の体制により、県内の養鶏農家、畜産農家からの家畜の異常などの通報があった場合には、夜間、土日、長期休暇についても直ちに対応できる体制を構築しております。なお、県内の各畜産農家に対しては、家畜に異常があった場合は直ちに通報するように、24時間365日の体制を整えていることを繰り返しお伝えしております。何か問題がありました場合は直ちに連絡が入るようになっております。

庄野委員

危機的な状況がいつ何時生まれるかも分かりません。神経が非常にすり減るような厳しい勤務になろうかと思えます。どうか団結して頑張ってくださいと思います。

次に、万一県内で発生した場合の対応についてお聞かせいただきたいと思えます。

初動態勢、各関係機関への協力要請などの形はきちんとできているとは思いますが、本県でかなりの鳥が死んでいるという連絡があって、見に行くと疑似患畜かもしれない、検査の結果、高病原性のウイルスが発見されたということになった場合の対応についてお聞かせいただきたいと思えます。

岸本畜産振興課家畜防疫対策担当室長

ただいま庄野委員から、万一県内で高病原性鳥インフルエンザが発生した場合の防疫態勢について御質問いただきました。

万一本県において発生した場合の対応といたしましては、まずは、発生農場に対して、疑似患畜が確定した後、原則24時間以内をめどに飼育鶏を殺処分し、72時間以内をめどに鶏の死体を密閉容器に封じ込めをいたします。鶏ふん等は石灰消毒し、シートでの封じ込めを行います。その後、鶏舎内、農場敷地の消毒により、発生農場からのウイルス拡散防止の徹底を図ってまいります。

また、周辺農場に対しては、発生農場を中心に半径3キロメートル、10キロメートルの移動制限区域、搬出制限区域を設定し、家きんや家きんの卵の移動搬出を制限するとともに、ウイルスの拡散を防止するため、制限区域の設定と同時に消毒ポイントを設置し、養鶏関係車両の消毒を開始いたします。あわせて、半径3キロメートル以内の周辺農場に対しては、周辺で発生していないかどうかを確認するための発生状況確認検査を速やかに実施してまいります。

これらの防疫作業に従事する動員者につきましては、発生農場の規模にもよりますが、疑似患畜確定後、初動対応時に重点的な職員配置が必要になることから、1日目は8時間ごとに最大で300人規模の動員を想定し、危機管理部局を中心に動員体制を構築しております。また、この防疫対応の実施に当たりましては、市町村や関係団体のほか、家畜伝染病発生時における支援活動業務に関する協定を締結している民間の9団体に、また消毒ポイントの運営は警察本部に、それぞれ協力いただく体制となっております。

一方、防疫資材に関しましては、初動対応3日間をめどに備蓄しており、直ちに支援協定団体への発注、調達も行いますが、万一不足する場合等も想定し、国や関西広域連合の支援体制も構築しているところでございます。

今後とも、関係機関等との連携により、発生予防の対策に努めていくとともに、万一の発生に備えた危機管理体制の強化に努めてまいりたいと考えております。

庄野委員

万一の体制については、今お聞きしたようにスケジュール感をきちんと持っており、いろんな団体、危機管理環境部等々との協力によりいろいろな支援がなされるよう準備されているということで安心しているわけでありましてけれども、この九つの家畜防疫支援協定締結団体について教えてもらえないでしょうか。

岸本畜産振興課家畜防疫対策担当室長

ただいま庄野委員から、家畜防疫の支援協定を締結している団体等につきまして御質問いただきました。

現時点で協定を締結している団体等を順番に申し上げますと、一般社団法人徳島県建設業協会、徳島県動物薬品器材協会、徳島県医療機器協会、一般社団法人徳島県バス協会、一般社団法人日本建設機械レンタル協会の四国支部、一般社団法人徳島県警備業協会、一般社団法人徳島県ペストコントロール協会、一般社団法人徳島県トラック協会、大塚製薬株式会社徳島支店でございます。1民間企業も含めたこの九つの団体と協定を締結しているところであります。

庄野委員

発生した場合はかなりの殺処分数になります。発生しないのが一番いいですけど、万一の場面を想定し、日頃からこのような団体の方と心の交流というか、連絡体制を構築していただきたいと思いますと思っております。確認や検証なども随時行っていただき、抜かりがないようにしていただきたいと思います。

最後になりますが、本県には阿波尾鶏がございます。阿波尾鶏は本当にリーディングブランドであって、地鶏出荷羽数が21年連続で日本一と言われております。阿波尾鶏は本県の本当に誇るべき食肉ですけども、農林水産総合技術支援センター畜産研究課が仮に高病原性鳥インフルエンザに侵されたら、たちまち生産ができなくなるという危惧もございます。阿波尾鶏を守っていくための対策等々について、現在はどういうことが行われているのか教えてください。

岸本畜産振興課家畜防疫対策担当室長

ただいま庄野委員から、阿波尾鶏の防衛策といいますか、再生産システムなどについて御質問いただきました。

地鶏生産量日本一の阿波尾鶏につきましては、原々種鶏の系統の衛生面はもとより、飼育管理を徹底、維持しているところでございます。しかしながら、現状ではいつ、どこで高病原性鳥インフルエンザが発生してもおかしくないという状況であることから、阿波尾鶏の各生産拠点での防衛強化に取り組んでいるところでございます。

阿波尾鶏生産再生システムの充実強化ということで、具体的には、阿波尾鶏原々種鶏の種卵を関西本部へ月に1回運んで800個を保管、県内2か所にある原種鶏及び種鶏場、阿波尾鶏のひなの供給元であるふ化場においても、種卵の長期保存をしております。さらには、阿波尾鶏生産農家や食鳥処理場での徹底した消毒の遵守による早期の出荷、関係者と連携して総合的に生産できる体制を進めているところであります。

関係者一丸となって細心の注意を払いながら、万一の発生に備えた早期の阿波尾鶏の安定供給を図る取組を進めているところでございます。

庄野委員

香川県では次から次に近くの農場で発生するというようなことで、ウイルスはなかなか

面倒だと思います。1か所で封じ込めることができなくて、次の農家、次の農家というように発生しています。

畜産、養鶏は本県の大きな基幹産業でございますので、危機感を持ち、農家と徳島のブランドを守るという立場でそれぞれの与えられた役割をしっかりと果たしながら、連携して頑張らせていただくようお願いして終わらせてもらいます。

岡田委員

先ほどは、高病原性鳥インフルエンザについて、ため池や野鳥、また小型野生動物やネズミの侵入が原因であるなどというお話がありました。

2年前になりますか、冬の寒い時期だったと思うのですが、香川県で病原性鳥インフルエンザが発生し、徳島県も応援に駆け付けたという経緯があり、絶対に発生させないという対策をされていた中での今回の事案です。理由は調査中という話ですが、どういう経路で感染に至ったのか、原因が判明するのを待つ状況の中での対応策なので、皆さんは非常に苦労していると思います。

11月8日に鳴門市北灘町で往復8キロメートルを歩くという事業に参加しておりました。計量所といいますか、関所になっている所で皆さんそろって何をしてるのだろうと思ったら、消毒の場所を設置されておりまして、ちょうど東かがわ市で発生したことを受けてすぐに対応している状況を目の当たりにしました。早めの対応で取り組まれているという皆さんの行動に敬意を表したいと思うところでございます。

そして、もう一つ、先ほどの話の中にも渡り鳥や野生の鳥などという話が出てたのですが、鳴門のコウノトリを筆頭にいろんな鳥を楽しむことができる部分もありますが、鳥が飛んでくることによってもたらされる恐怖について県内の皆さんに知ってもらう、対応してもらうことが必要かと思うのです。徳島県に実際どれぐらいの鳥がどの辺に飛んできているかは把握されているのですか。

宮崎鳥獣対策・ふるさと創造課長

ただいま岡田委員から、本県への野鳥、いわゆる渡り鳥の飛来状況について御質問いただきました。

本県への野鳥、渡り鳥の飛来状況につきましては、今年の1月、日本野鳥の会徳島県支部が、カモ、ガン類を中心に県内76か所を調査しております。21種類の野鳥が延べ2万3,000羽余り確認されておりまして、主な飛来場所ですが、吉野川、今切川、旧吉野川、打樋川などにおいて、マガモ、ヒドリガモ、カルガモが多く確認されております。

岡田委員

2万3,000羽もの鳥について、高病原性鳥インフルエンザの影響があるのかないのかを調べるのはなかなか大変な数だと思って話を聞いておりました。

そのような中であって、先ほども日本野鳥の会徳島県支部の方たちと一緒にというお話もあったのですが、今後、県民の皆様にもどのように注意してもらえばいいのか。道路でひかれている鳥は別なのでしょうが、近所で倒れている鳥を見つけたなどの場合にはどのように報告してもらったらいいいのか。触らずに見過ごしてもらったらいいいのか、それ

ともここにお知らせくださいという所があるのかについて教えていただけますか。

宮崎鳥獣対策・ふるさと創造課長

ただいま岡田委員から、野鳥への接し方、死亡野鳥を発見した場合についてどうしたらよいのかとの御質問を頂いております。

まず、野鳥への接し方でございますが、野鳥のふんにはウイルスが含まれている可能性がありますことから、野鳥のふんが靴の底や車両に引っ付くことでウイルスがほかの地域へ運ばれるおそれがあるため、野鳥には近づきすぎない。特に野鳥が多い水辺になるべく近づかないようにしていただく。やむを得ず野鳥の生息地へ近づくなどした場合には、野鳥のふんを靴で踏まないように注意するほか、必要に応じて靴底や車両のタイヤなどをアルコール等で消毒していただくようお願いしております。

次に、死亡野鳥を発見した場合でございますが、野鳥は栄養失調や事故などにより死亡することがあることから、直ちに高病原性鳥インフルエンザを疑う必要はございません。しかし、いろいろな細菌、寄生虫、病気等を持っているおそれがあるため、素手では触らないようにしていただく。マガモやハヤブサなどの野鳥、ハトやカラスなどの身近な鳥が死亡している場合は、最寄りの市町村、南部・西部両総合県民局などへ御連絡いただくようお願いしております。

なお、県では、死亡野鳥を発見した場合はマスコミへ資料提供するとともに、野鳥への接し方なども県のホームページでも掲載し、県民の皆様に周知しております。

岡田委員

今、新型コロナウイルス感染症の第3波がやってきている中で、県民の皆さんもそうだと思うのですが、人混みを避けて行楽を楽しむ、水辺、川辺、紅葉のきれいな山などに行っている確率が非常に高いと思います。また、自然と共にこのコロナ禍を乗り切ろうということで、キャンプ場などで過ごされることもあると思います。

先ほどは、ホームページに掲載するなどのいろいろなお話はあったのですが、具体的に通報してもらうことによって対応策が早くとれるというところもあると思います。そのあたりの周知徹底を積極的にしていただきたいと思うのですが、いかがですか。

宮崎鳥獣対策・ふるさと創造課長

積極的なPR、広報につきましては、先ほど申し上げましたとおり、資料提供とホームページ掲載とともに、市町村、日本野鳥の会徳島県支部、一般社団法人徳島県猟友会などの関係団体と連携しながら周知を図っていきたいと考えております。

岡田委員

私が言いたいのは、例えばキャンプ用品やアウトドア関連用品を売っているお店、具体的に言うと山や川辺に行く人です。もう一つ言いますが、今は釣りもすごいのです。海辺にいる鳥についても、カモメとか結構いろいろいますし、何を疑っていいのか、何が危険なのか分からないです。

コロナ禍だからこそ、野鳥と触れ合うような場所に行く方がたくさんいます。日本野鳥

の会など鳥に慣れている方などは、してはいけないことの知識は当然持っていますが、素人の方が野外に出掛けて、鳥がきれいだから餌でもあげようかというようなことについても注意喚起していく必要があると思うのです。

そういうことによって、正しい知識と防ぎ方、また各家庭や各地域に持ち込まない、広めていかないという対策も徹底していく必要があると思うのですけれど、そのあたりはいかがですか。

宮崎鳥獣対策・ふるさと創造課長

先ほどの岡田委員の御意見も含め、体験交流施設などいろんな施設につきましても、今後、広報をやっていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

岡田委員

今は発生が止まらない状況なので、迅速な対応で周知の徹底をする。鳥との関わり方の正しい知識を是非広報してもらいたい。

先ほどは靴底と車のタイヤを消毒してくださいという話だったのですが、靴底はアルコールで消毒できるかもしれないけれど、タイヤは非常に難しいと思うのです。アルコール消毒以外に水で流してもいいのか、洗剤で洗ってもいいのか、そのあたりも含めて家にある物でどうやって防げるかということまで落とし込んで、丁寧に説明していただく必要があると思うのですが、いかがですか。

宮崎鳥獣対策・ふるさと創造課長

ただいま岡田委員からお話のありましたアルコール以外の家庭にある洗剤、車を洗う洗剤等々につきまして、専門家に御意見を聞きながら、幅広く使える物があれば使うように広報してまいりたいと考えております。

岡田委員

今の予防策の話ですと、水辺に行った方がふんを踏んで持ち帰っているかもしれない、それによって高病原性鳥インフルエンザが発生しているかもしれないと疑われている。

先ほど申し上げたように、まだ検査している状況です。何がよくて何がいけないのかが分からない状況なので、駄目と思われることは早急に対応して排除していく必要があると思うのです。県内に持ち込ませない、県内の養鶏農場を守るということは農林水産部の使命だと思うのです。一丸となって取り組んでいただかなければいけない。高病原性鳥インフルエンザが東かがわ市まで来ているのだから。すぐ横まで来ているのです。

先ほど話したように、私ものんきにウォーキングをして自分たちの靴の裏にウイルスが付いていたかもしれないということがあって言わせてもらっています。その時に消毒の場所が設置されていたなら、歩いていた方に対し、消毒できる場所があるのでそこを通過してくださいというぐらいの臨機応変さが本当はあってもよかったかなと、今の説明を聞いて思っています。

まずは今の緊急事態をもっと知っていただくために、アウトドアに行く方たちに対し、県のホームページ、これは皆さんが余り見てくれないのもっと違うメディアを使った

り、例えばY o u T u b eで訴えるなどをする。いろんな方法があると思うのです。今の緊急的な状況に対し、県民の皆さんが正しく恐れて対応する。新型コロナウイルス感染症と同じですけど、正しく恐れて対応してもらおう。そういった認識を持っていただかないといけない。こんなにも終息しないのは今までになかったと思うのです。

高病原性鳥インフルエンザが何箇所も発生するという状況も今までには多分なかったように思われるので、今までとは違う発生源があるのかなど、全てを疑っていく、全てを排除できるような対策を徹底していかないといけない。徳島県で発生したら非常に困るので質問させてもらっているのです。そのあたりはいかがですか。

久米農林水産部次長

ただいま岡田委員から、アウトドアの活動も含め、県民の皆様にも正しく恐れて対応していただくということをしつかり周知していく必要があるのではないかと御質問を頂いております。

正に委員のおっしゃるとおり、そういったことをしつかりやっていくということが、徳島県の農林水産・養鶏業、阿波尾鶏を守ることに繋がっていくと思います。しつかりと対応させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

岡田委員

是非お願ひしたいと思ひます。

本当にこれだけ発生し、終息せずにいろんな所から段々広がっていつていることを鑑みますと、今までは想定できなかったことが発生源なのかと私が勝手に思っているところです。検査結果が出て全然違う原因だったらごめんなさいですけど、少なくとも現状考えられるベターな対策は早急に手を打って、少しでも被害が出ないようにする。そして香川県の高病原性鳥インフルエンザの発生も抑えられるように是非お願ひしたいと思ひます。

それと、死んだ野鳥の報告や電話をしたら取りに来てくれるという段取りには繋がっていつているのですか。鳥の死亡原因が餓死かもしれないというお話もあつたのですけれど、陽性か、陰性か、高病原性鳥インフルエンザかどうかを実際に調べてもらうことはできるのですか。そして現状、調べられている数値はあるのですか。

宮崎鳥獣対策・ふるさと創造課長

現在の野鳥の監視・検査体制について御質問いただいております。

今回の香川県での高病原性鳥インフルエンザ発生を受け、環境省より全国的に野鳥の監視レベルが最高の対応レベル3まで引き上げられております。特に発生農場から半径10キロメートル圏内につきましては、野鳥の監視重点区域に指定されております。

重点区域内に指定されている本県の三好市と阿波市の山間部の一部につきましては、県職員がパトロールを実施していますが、現在のところ、死亡野鳥や異常のある野鳥は確認されておりません。さらに、市町村、日本野鳥の会徳島県支部、一般社団法人獵友会など関係機関と連携を取りまして、県下全域を対象とした野鳥の監視を強化しております。

なお、委員からお話のありました県民の皆様から死亡野鳥の通報があつた場合につきましては、素手で触らずに、最寄りの市町村や南部・西部両総合県民局などの機関に連絡し

ていただければ、その鳥が検査の対象になるか否かについて、日本野鳥の会徳島県支部などの専門家により御判断いただき、検査が必要な場合につきましては、県の職員か市町村の職員が回収し、回収した死亡野鳥を家畜保健衛生所にて簡易検査を行っております。

岡田委員

対応レベル3に引き上げられている危機的な状況です。危機感を持って対応してくださいということです。そのことも県民の皆さんに知ってもらった上で死亡野鳥等について報告いただく。鳥が倒れていてもどこに言えばいいのか分からないから動物園に連絡したという事例もありますので、連絡先も周知徹底していただきたい。今回は難しいかもしれませんが、ここに言えば全部の所に連絡が行くというようなワンストップ体制づくりをいずればしていただきたい。野鳥の命も守るということも含めた対策ができたらいいなと思います。

また、発見した方がそこでずっと待っていないといけないので、段ボールの箱に入れて持って行ったという話も聞きました。ケースにもよりますが、今まで私が聞いている中では、皆さんは野鳥がかわいそうだからということで保護されています。今おっしゃっていた方法だと、連絡してくれるまでその場に置いてくださいというようなお話ですけれど、見付けた人はなかなかその場から離れられないです。すぐに来てくれるのでしょうか。また、平日の昼間に限られていないとは思うのですが、土日などは臨機応変に対応していただけるのでしょうか。

宮崎鳥獣対策・ふるさと創造課長

土日についても、私ども県の担当に連絡が来るようになっております。その場所から近い役場の職員や県職員に連絡いたしまして、早く着くことができる者が対応するような体制をとっております。また、ワンストップ体制につきましては、委員のおっしゃるように、今後考えていきたいと考えております。

岡田委員

是非、対応していただきたいと思います。

もう一つ、今回は9,600万円の予算が計上されています。高病原性鳥インフルエンザの対応が非常に長引いておりますが、いつまでの予算として計上されているのでしょうか。

岸本畜産振興課家畜防疫対策担当室長

ただいま岡田委員から、補正予算として今回計上している高病原性鳥インフルエンザ緊急対策事業について、どのくらいの期間までを想定しているのかという御質問を頂きました。

今回の予算に関する期間的な考え方については、11月定例会開会後の12月1日から26日間、香川県で続発したことを想定し、予算の審議をお願いしているところでございます。

岡田委員

ということは、12月1日から12月26日まで、26日間の予算でいいのですか。それまでに

終息するようお願いはしているのですが、以降については随時対応していくという解釈でよろしいですか。

岸本畜産振興課家畜防疫対策担当室長

ただいま岡田委員から、今回の予算につきまして、仮に今後も続発した場合にどう対応していくのかというような御質問を頂きました。

今回は11月定例会開会後の26日間で考えておりますけれども、今後は、例えば香川県での終息又は長期化など、状況の変化等もございます。その際は、補正予算の追加提案等も含めて適切に対処してまいりたいと考えております。

岡田委員

終息するように全力を挙げて取り組んで、阿波尾鶏ブランドを守っていただきたいと思っております。

西沢委員

高病原性鳥インフルエンザ発生時に聞くと、いつも調査中という言葉が出てくるのです。調査しましたという言葉は余り聞いたことがないです。これまでの高病原性鳥インフルエンザの発生における調査結果は出ていますか。どういう経路で発生してこうなったなどという報告は来ていますか。

岸本畜産振興課家畜防疫対策担当室長

ただいま西沢委員から、過去に発生した高病原性鳥インフルエンザの疫学調査の結果が公表されたかどうかというような御質問であったかと思っております。

今回の香川県における高病原性鳥インフルエンザの続発に関しましては、現在、国の疫学調査チームが調査中ということでございます。前回の平成30年1月、約2年10か月前ですけれども、その時に香川県さぬき市で発生した高病原性鳥インフルエンザの疫学調査の結果は公表されております。

この際の農場調査の概要につきましては、農場の中に大きなため池があり、発生鶏舎に最も近い場所に位置していたということです。それと、鶏舎への感染経路や発生原因としましては、疫学調査の報告により、ウイルスに感染した鳥類を含む野生動物及びその排せつ物によって、発生鶏舎の周囲にウイルスが存在していたことが考えられております。このような環境における鶏舎への侵入経路としては、野生動物が持ち込んだ、又は鶏舎へ出入りする人の靴底、手指、衣類が持ち込んだ、この二つが可能性として考えられたのですけれども、どちらであるかという結論には至らなかったという調査結果が公表されております。

ですので、今回、香川県での続発、本日確認されました福岡県での発生につきましても、国の疫学調査チームが調査を行いまして、その概要は今後検証されて公表されるものと考えております。

西沢委員

今回は一つの鶏舎から別の鶏舎にウイルスが移った。ネットに穴が開いていたのか何かは知らないけれど、最初はそういうことがあり得るかもしれない。でも、そこから次に移っていったというような中で、どういう経路で入り込んだのかという調査は済んでいるわけですか。

岸本畜産振興課家畜防疫対策担当室長

西沢委員から、鶏舎への侵入の手段などについて判明しているのかというような御質問であったかと思えます。

現在公表されている国の疫学調査チームの調査概要については、現地農場の周囲の環境、鶏舎のネットの破損、また野生動物等が侵入できる隙間などがあつたかどうか、農場作業者の衛生管理、例えば長靴や衣類を交換していたかなどの疫学的な情報の収集、調査でございます。今後は、これらの情報を基に調査チームで検証が行われまして…。

西沢委員

今回のことではなく今までのことです。こちらからあちらへ移つたというような中で、どうして移っていったのかというのは、調べているわけですか。

岸本畜産振興課家畜防疫対策担当室長

これまで公表されているのは、先ほどの平成30年1月の香川県での発生時もそうですけれども、可能性として、例えば野生小動物による伝播であつたりとか、作業者の靴や衣類に付いて侵入したなど、可能性として考えられるものが列挙されており、最終的にどの経路が侵入経路であつたかという特定に至つたことは余りなく、それぞれ可能性として考えられるという調査結果でございます。

西沢委員

ということは、調査はしたけれどはっきりした原因は分からない、これであろうという程度ですね。それぐらいの程度の中で、次にどうしたらいいのかを考えないといけないと思うのです。今まで以上にやらないといけないものかどうかです。

先ほど岡田委員も言いましたように、車輪だけでの消毒でいいのか、それとも車全体、運転席、運転者も消毒しなければいけないのか。車両が来たときに運転席、運転者まで消毒しているのかどうかは私もよく分からないけれど、そのように範囲を広げて実施しなければいけないということが、今回の事例でよく分かつたのではないかという気がします。近くで8例発生したということですが、日数は大分あります。11月5日から21日まで、16日間あります。どんどん移っていったのですね。別々なのかは分かりませんが。でも今まで以上に対策を強化しなければいけないのは事実です。

それと少しお聞きしたいのですけれども、高病原性鳥インフルエンザについては、鳥にウイルスが付着してからどのぐらいで発症するのですか。どのぐらいで死に至るのですか。

岸本畜産振興課家畜防疫対策担当室長

ただいま西沢委員から、鳥が感染した場合、鶏でございますが、どのくらいで死亡するのかというよう御質問を頂きました。

西沢委員

鶏ではなくて、野鳥です。

岸本畜産振興課家畜防疫対策担当室長

鶏については早い場合だと数日後から死にますが、野鳥については、水きん類いわゆる水鳥は元々保菌動物ということで、なかなか死にません。例えばそのような鳥がウイルスを体内に保有して、大陸から日本に渡って来ると考えられます。

西沢委員

大体調査しているのですね。カモだったらこのウイルスであればどのくらいの期間で死ぬというのは、調べれば分かりますよね。私が言いたいのは、ウイルスがどこから来ているのかという調査もしておかなければならないということです。だからそのためにはどのくらいの期間で死ぬのかと。

要するに、韓国なのか、北朝鮮なのか、それとも中国なのか。時間的な問題によって大体絞られるかもしれないというようなね。九州，四国，中国地方などで高病原性鳥インフルエンザが発生するという事は国内だけの問題ではないです。外国から来るのですから。例えば韓国で高病原性鳥インフルエンザ発生しかけたとなると、まず日本で注意喚起しなければなりません。そういった対策を練る。今までの国内だけの対策ではおぼつかないところもあるのではないかと。飛来する鳥だから。そういうことをやってきたのかな。

韓国，北朝鮮，中国かは分からないにしても、高病原性鳥インフルエンザがどこから発生してきたというのは分かっていますか。

久米農林水産部次長

高病原性鳥インフルエンザの起源についての御質問でございます。

元々カモ類の鳥，水きん類につきましては、シベリア地方の湖沼で夏の間には営巣をしまして…。

西沢委員

そうではなく、外国のどこの地域で高病原性鳥インフルエンザが発生して、たくさん死にかけたのか。今回はどうですか。

久米農林水産部次長

現在はEU諸国などヨーロッパでも発生しておりますし、韓国でも発生しております。今シーズンは9か国で発生しております。

西沢委員

でも、どこの高病原性鳥インフルエンザかは調べれば分かりますよね。例えば、ヨー

ロッパ、アジアで発生したと。高病原性鳥インフルエンザがどの地域から来たというのは調べたら多分分かるのではないですか。ヨーロッパから来たというのは私も少し疑問なのですけれど。余りにも遠いから。

久米農林水産部次長

高病原性鳥インフルエンザでございますけれども、先ほどからお答えしていますとおり、水きん類であるカモやガンにつきましては、ウイルスが腸の中におり、共生しています。それが腸の中で繁殖し、ふん便となって出ていく。シベリア地方で営巣している水きん類は、例えばロシア、北朝鮮、韓国のルートにより日本に飛来し、越冬しております。香川県はため池が1万4,600ほどございますけれども、ウイルスを持っている鳥がそちらにいて、今回のような発生につながったのではないかとされておりまして。

西沢委員

それは私も余り知らないのですが、腸の中でウイルスが培養されて多くなって死に至る。それまではとても時間が掛かる。だからどこから来ているのかが分からない。でも調べたらどの種類のウイルスかは分かるのではないですか。

久米農林水産部次長

カモやガンは病原性を示さず、ウイルスと共生しております。

西沢委員

専門的に言われても分かりません。

久米農林水産部次長

カモやガンなどは高病原性鳥インフルエンザにかかっても死ぬことはなく、ウイルスと共生しております。ただ、ほかの鳥については病原性を示します。特に鶏は常に病原性を示し、死に至ります。感染からの潜伏期間は3日から1週間、最長でも21日ということで、その間に防疫措置をするという形になっております。

西沢委員

では、カモなどは高病原性鳥インフルエンザで死ぬわけではないのですね。日本でカモが死んだからこの辺りは臭いぞというものではないのですね。カモは死なないと言いましたけれど。

久米農林水産部次長

今回、日本で一番初めに野鳥関係で検出されたウイルスはH5N8という亜型でございますけれども、北海道紋別市で野鳥のふんから検出されております。その後、熊本県との県境の鹿児島県出水市ですが、鹿児島大学等が検査した結果、野鳥のねぐらの水から検出されています。また、ウイルスで死ぬカモもおりまして、カモ2種類からウイルスが検出されています。

西沢委員

今言ったのは日本で発生したという意味ですか。例えば中国やシベリアなどの外国で感染した鳥が飛来して発生したというのではなくて、日本で発生したということになるのですか。分らないです。私が聞いているのは、外国で多分発生したのだろうということをおもうから言っているのであって、日本で発生したのであったら、それなりの。

久米農林水産部次長

発生したのは日本でございます。

西沢委員

私は発生源を言っているわけです。どこが発生源であるかを調べて対策を練る。発生源を調べるためには、高病原性鳥インフルエンザの種類を調べれば段々追求していくことができる。人間もそうしているのではないですか。

久米農林水産部次長

起源がどこにあったかについては遺伝子を解析していけば分かります。最近の新型コロナウイルスも分かります。ただ、遺伝子はずっと分裂を続け、とりとめなく系統樹ができていきます。通常日本で発生する高病原性鳥インフルエンザについては、シベリアにいるカモやガンが湖沼で営巣して卵を産み、越冬するために暖かい日本に飛来し、ウイルスを持ってきます。カモは発症しませんが、他の鳥などは病原性を示して発生いたします。

西沢委員

ということは、シベリアでそのようなたくさんの鳥が死にかけて、日本に来る可能性がある。だから発生する。

久米農林水産部次長

インフルエンザはABCと三つの型があり、鳥インフルエンザはA型です。

西沢委員

A型の中でも変わっていったのではないですか。

久米農林水産部次長

変わっておりません。144種類しかありません。

西沢委員

風邪に似たインフルエンザもどんどん変わってきているのではないですか。

久米農林水産部次長

それはウイルスが変異するのであって、亜型としては144種類あるのです。

南委員長

小休します。（14時26分）

南委員長

再開します。（14時30分）

西沢委員

日本だけではなくもっと広い範囲の中で発生源的に変化があったら、注意喚起しなければならぬし、この前は防鳥ネットに穴があったなどと言っていましたけれど、いろんなことをもう一度見直しすることなども必要なのではないかと。もっと広い範囲の中で考えていく必要があるのではないかとこのことを言いたかったわけです。いかがですか。

久米農林水産部次長

委員の御指摘のとおり、外国での発生状況、本国への侵入状況も含め、広くアンテナを高くして情報収集しながら、注意喚起、防疫対策の徹底を図ってまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

西沢委員

それから、先ほどの消毒の在り方ですけど、一つ分からないのですが、高速道路では実施していません。高速道路では消毒がしづらいですか。ほかの道路は車を止めて消毒するけれど、高速道路では実施できないのですか。

新居畜産振興課長

ただいま西沢委員から、高速道路での対応について御質問いただきました。

平成22年度ですけれども、宮崎県で口蹄疫が大流行した時、四国に牛を供給するトラックがいるということで、少し危険ですので事前に案内させていただきながら、本県でも消毒マットを高速道路の出入口に置いた経緯がございます。口蹄疫は非常に感染力が強いということで、一般車両にも実施した実績がございます。

ただし、高病原性鳥インフルエンザにつきましては、今までの発生を見ますと、スポット的であり、口蹄疫のように風が吹いたら飛んでいくというような感染力ではございません。主に鶏が運ばれてくるルートを勘案した結果、今回の消毒ポイント6か所を設置させていただいたところでございます。前回の平成30年1月には約2週間で1,000台でしたが、今回はそれをはるかに上回る2,300台程度を消毒しておりますので、確実に効果は発揮していると考えております。

西沢委員

鶏舎からの車両は高速道路を通らないということですね、だから、東かがわ市から鳴門市の間の高速道路は消毒を実施する必要がないという話ですね、よく分かりました。

あと、私も消毒の在り方がよく分からないから気になるのですけれど、車輪はいろいろ

やっています。消毒液を掛けたり、場合によってはプールみたいな所に入って洗ってみたりなど。工場だったらそういうことをしています。道路だったら多分ノズルで噴射しているのですよね。だから車輪は消毒できるでしょうけれども、運転席まではやっているのかなと、先ほど聞いていてちょっと気になりました。

だから、今までのやり方が甘いのではないか、もっと徹底しなければいけないのではないかという状況の中で、車両本体もどこまで消毒するのかという問題も出てくる気がしました。難しいです。ですが、もっともっとしなければいけないという感じを受けました。近くの鶏舎で発生したのだから、今までやってきたことに穴があったのかというような気もしますし、今まで以上にしなければいけないです。

達田委員

ほとんど質問していただいたのですけれども、ちょっと疑問があります。職員の方は非常に忙しくお仕事をされているという思いがいたします。11月5日からずっと香川県で発生してきたということで、徳島県での防疫体制の強化、消毒ポイントの設置など、安全確保のために一生懸命頑張ってください。

職員さんは何人体制でどういうふうなお仕事をされていらっしゃるのか。これだけ連続で発生しているので大変な重労働になっていないか、ちょっと心配なのですけれども、その点いかがでしょうか。

新居畜産振興課長

ただいま達田委員から、消毒ポイントの運営について御質問いただきました。

消毒ポイントにつきましては、1か所当たり県職員が1名、一般社団法人徳島県警備業協会及び一般社団法人徳島県ペストコントロール協会の方が3名、計4名で回しております。

県職員の役割でございますけれども、入ってきた車の会社名、ナンバープレート、消毒した実施時間、行き先などを記載いたしまして、消毒済みの証明書を交付しております。現在、県職員については、6か所、8時間3交代の24時間体制で従事しております。

達田委員

恐らく香川県の職員さんもてんでこ舞いをされていると思うのですけれども、こういった場合は徳島県から支援に行く必要はないのですか。

新居畜産振興課長

今回は大規模な発生でございますが、このような事案が発生した場合、国には家畜防疫員の派遣制度というのがあります。庄野委員にも、公益社団法人徳島県獣医師会からの派遣により宮崎県の口蹄疫の作業に赴いていただき、大変お世話になった経緯がございます。

国では170人の職員体制を整えておまして、できる限り発生していない遠くの都道府県に要請を掛けることとなっております。本県につきましても、口蹄疫の際には24名、延べ173名が参りました。

また、関西広域連合もこのような体制を整えておりまして、口蹄疫の際に、平成23年の1月ですが、三重県に1名を派遣したところでございます。昨年の豚熱の発生時には県の職員も派遣されておりまして、例えば今日の夕方に連絡があつて翌日の夜の作業に入るなどといったスピード感で対応しております。

このような場合については、県の職員、農林水産省のいろいろな検疫所の職員、牧場などが全庁、全国を挙げて文字どおりバックアップすることとしており、場合によっては自衛隊の方にも協力いただくなど、支援体制が整っているというところでございます。

達田委員

この作業に当たっては、鶏を殺さなければいけないので、体も精神的にも大変だと伺っています。いろいろ支援もされて、県内の感染防止ということで大変な思いをされていると思います。健康第一ですので、気を付けて頑張ってくださいと思います。

それともう一つ、香川県の様子を見ますと、ものすごく大きな穴を掘っていっぱい埋めています。徳島県では防いでほしい、発生してはならないと本当に思うのですが、もし発生した場合にあのような処理をされるのでしょうか。焼却はしないのかとちょっと不思議に思うのですが、処理の方法はどのようなのでしょうか。

新居畜産振興課長

ただいま達田委員から、高病原性鳥インフルエンザが発生した場合の家畜処理について御質問いただきました。

香川県は非常に面積の小さい県でありますし、本県も同じような状況でございます。国としても、北海道や宮崎県のように土地が広くない場合の備えを考えております。まず県としては、市町村の焼却炉、民間の施設なども考えるのですが、万一に備え、国が3基所有している移動式焼却炉は1日に1万羽を処理する能力がございます。また、大阪で豚熱の疑いがある豚を処理した事例がございますが、これは1日で60キログラムの豚を2,000頭処理する能力があります。これを鶏に換算しまして、仮に1羽2.5キログラムとした場合、1日に5万羽の処理が可能となっております。

移動式レンダリング装置につきましては、この委員会室の半分くらいの場所があれば対応可能であります。国といたしましては、豚熱の発生を踏まえ、これまでの1基体制から2基体制と増えております。このように柔軟な対応をとっていきたいと思っております。

先ほどの動員の話でございますけれども、今回は香川県での発生であり、本県の防疫体制が一番でございまして、隣県で発生した場合について応援は行ってはおりませんので、御理解くださいますよう、よろしくお願いたします。

達田委員

高病原性鳥インフルエンザを発生させないという取組を是非していただきたいと思えます。しかし、絶対ということはありませんので、万一発生した場合に適切な対処ができるようにということで、他山の石としてお考えいただけたらと思います。よろしくお願いたします。

今回、徳島県立木のおもちや美術館の条例案が出ていますのでお尋ねしたいのですけれ

ども、午前中の議論で徳島県立あすたむらんど内の指定管理料が令和3年から5年間で32億532万円、年間にすると約6億3,900万円と示されました。徳島県立あすたむらんど内に設置する徳島県立木のおもちゃ美術館の指定管理料については、これとは別になっておりますけれども、幾らぐらい掛かるのでしょうか。

尾形プロジェクト推進室長

ただいま達田委員から、徳島県立木のおもちゃ美術館の指定管理料について御質問いただきました。

徳島県立木のおもちゃ美術館の指定管理料につきましては、管理運営するために必要な額を計上したいと考えております。具体的には人件費、通信費、清掃業務委託費などの所要の見込額を積算して計上することとしており、現在は精査中でございます。

達田委員

どのぐらい掛かるのかはまだ出せないのでしょうか。

尾形プロジェクト推進室長

現在精査しているところでございます。指定管理の業務を委託する時になりましたら、報告させていただきたいと思っております。

達田委員

徳島県立木のおもちゃ美術館が徳島県立あすたむらんど内に設置されるので、徳島県立あすたむらんど全体の指定管理料かと思いましたが、ここは商工労働観光部が管理する、ここはスマート林業課が管理するというように分かれているから別々なのですね。別々に指定管理業務を委託するという意味はどこにあるのか教えていただけたらと思います。

尾形プロジェクト推進室長

ただいま、徳島県立あすたむらんど内に設置する徳島県立木のおもちゃ美術館について、指定管理業務を別に委託する理由ということで御質問を頂きました。

今回の徳島県立木のおもちゃ美術館につきましては、県民の皆様が木の良さやその利用の意義を学ぶ木育活動に参加できる場を提供することで、木育を推進し、森林、林業に対する理解を深めていただくとともに、県産材の利用を促進するために徳島県立あすたむらんど内に設置するものでございます。目的が異なるといったこともあり、木のおもちゃ美術館ならではの運営をしてもらおうということで、指定管理を別に出させていただくことで考えております。

達田委員

徳島県立あすたむらんど内の施設は、吉野川めぐりなどはちょっとお金が掛かりますけれども、ほとんどが無料ということで、安く遊べて、子供から大人までが利用されていると思うのですが、徳島県立木のおもちゃ美術館の入館料はどの程度を予定しているのでしょうか。

尾形プロジェクト推進室長

徳島県立木のおもちゃ美術館の入館料につきまして御質問いただきました。

今回提案の徳島県立木のおもちゃ美術館の設置及び管理に関する条例において設定させていただくこととしております。徳島県立木のおもちゃ美術館は全国最大規模の木のおもちゃ美術館として整備を進めているわけですが、入館料につきましては、議案にも載せさせていただいているとおり、高校生以上の一般は、姉妹おもちゃ美術館である秋田県の鳥海山木のおもちゃ美術館、岩手県の花巻おもちゃ美術館と同等とし、800円。小中学生は、徳島県立あすたむらんど内に整備するというので、多くのお子様に来館していただくことを目的に、徳島県立あすたむらんどの料金に近い形で、大人の半額以下の300円。小学生未満の未就学児は無料とさせていただいているところでございます。

達田委員

木の良さ及びその利用の意義を学ぶ活動を掲げておられるのですけれども、県産材の利用を促進するため、徳島県立木のおもちゃ美術館を設置するというので、県産材を利用する場としてこのおもちゃ美術館を設置するのか、このおもちゃ美術館があることによってそこから波及して県産材をどんどん利用し県内に普及していくのか、その点を教えていただけたらと思います。

尾形プロジェクト推進室長

徳島県立木のおもちゃ美術館で県産材を利用する意義について御質問いただきました。

委員のおっしゃったとおりでございます。建築につきましても、今の四季彩館を改築しますが、県産材をふんだんに利用して設置することといたします。

伝統工法など徳島県ならではのいろんな木製品、おもちゃを配備いたしますので、そこで木の良さを知って魅力を感じていただき、生活の身近な所から木をどんどん使っていただく施設としたいと思っています。また、親子や家族で木工工作ができる場についても、木育工房ということで設けさせていただこうと考えております。

そういったことから、木材に触れて、身近な物として県産材を利用していただけるようなきっかけとなる施設としたいと考えております。

達田委員

幼稚園、保育所、小学校、中学校と、子供たちが木に触れて育っていくことが心の成長の面でも非常に良いと今言われています。特に保育所、幼稚園などは床張り、壁、遊具もプラスチック製ではなく木製に替わっていったという状況があると思います。机や椅子なども全て手触りの温かい木製に替わっているということで、徳島県の子供たちが徳島の木の製品に触れて育っていくようなきっかけを作っていただけたらと思います。

そういう趣旨であるということが分かりました。指定管理者はどこかに頼まなければいけないわけですが、どういう基準、意味合いを持って選ぶようとしているのか、その点をお尋ねしておきたいと思っています。

尾形プロジェクト推進室長

徳島県立木のおもちゃ美術館の指定管理者の募集要件について御質問いただきました。

ただいま、指定管理の募集に係る内容を精査しているところでございます。委員の御発言のとおり、徳島の木の良さ、魅力、木育を十分に伝えられる事業者に参加していただきたいと考えております。多くの事業者が応募していただけるよう、広く公募してまいりたいと考えております。

達田委員

徳島県立あすたむらんど、徳島県立木のおもちゃ美術館の指定管理料は非常に高額なものになるので、県民のために本当に素晴らしいものができたと言えるような取組にしていたきたいということを申し上げて終わります。

南委員長

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

最後に私から一言要望させていただきます。

今回、香川県において高病原性鳥インフルエンザが続発するという事態が発生いたしました。特に隣接県での発生ということで、本県の養鶏関係者の皆様は大変心配されていることと存じます。また、養鶏場や食鳥処理場などの関連施設における衛生対策にも大変苦労されていることと存じます。

言うまでもなく、本県の養鶏産業はリーディングブランドの阿波尾鶏を有し、肉養鶏出荷羽数が全国第6位という本県産業の基幹産業であります。その中でも、私の地元である美馬、三好の県西部地域は養鶏農家数の51パーセント、飼養羽数の43パーセントと県内でも有数の養鶏地帯であり、中山間地域における裾野の広い地場産業として地域経済の活性化に寄与しているところであります。

高病原性鳥インフルエンザの発生は、養鶏産業のみならずこれら地域経済にも大きな影響を及ぼすものであり、発生させないための対策が何より重要であります。冒頭、松本部長より高病原性鳥インフルエンザへの対応について御報告いただき、質疑応答の中でも一連の県の防疫対応について伺いましたが、県には迅速に対応していただいたと感じております。また、県内養鶏場においても、これまで高病原性鳥インフルエンザを疑う異常な鶏は確認されていないとの報告を頂き、ひとまず安心していただいております。

しかしながら、香川県では終息の時期も見通せず、本日新たに福岡県でも発生が確認されるなど、本病の発生リスクの高いシーズンを迎えており、まだまだ安心はできません。

県におかれては、今後とも市町村、関係団体、生産者の皆様としっかりと連携し、本県では絶対発生させないという気概を持って県内への侵入防止、発生予防対策に全力で取り組んでいただきますようお願いいたします。

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、農林水産部関係の調査を終わります。

これをもって、経済委員会を閉会いたします。（14時54分）